



大地申

第11号

12月16日

「営業関係施策について」に関する申し入れを提出する！

会社提案以降「提案＝実施」という事態となったことから緊急申し入れを行い、労使議論を通じ整理を行いました。その後「営業関係施策」に関する説明申し入れの団体交渉で偽装請負を指摘し、認識一致を図ってきました。

今施策は、南浦和駅・小金井駅の遺失物取扱い業務、車内点検業務及び駅構内巡回業務、宇都宮駅の遺失物取扱い業務、車内点検業務、事業便取扱い業務及び駅構内巡回業務をセントラル警備保障株式会社へ委託する内容です。

ホーム業務はこれまでライフサイクルの深度化施策を担う組合員が「運輸のプロ」として担ってきた業務であり、駅の安全レベルの維持・向上に努めてきました。ホーム業務が委託・縮小されることで安全レベルが低下するようなことはあってはなりません。

また遺失物の取扱いについても車内搜索や託送手続き等、駅の中でのフローが変更されることによってサービスレベルの低下にならないよう万全を期す必要があります。

また、これまで築き上げてきた地域やお客さまの信頼を裏切ることなく、安全・安定輸送を基礎にお客さまにとって利用しやすく、働く我々にとってもやりがいを感じられる「駅」を創りだすことが重要です。

したがって下記の通り申し入れを行いますので真摯な回答を要請します。

記

1. 今施策でコンプライアンス違反を発生させないよう施策実施の目的を現場社員に丁寧に説明し、不安を解消すること。
2. 体制変更後もホームで行う運転・運行業務や異常時対応等で必要な設備・スペース等を確保すること。
3. 委託先社員の更衣室、浴室、休憩スペース等は本体の業務運営を妨げない場所に設置すること。
4. 新たな業務に就く場合は、不安解消のため見習い期間を確保すること。
5. 体制変更に伴い本体で遺失物を保管する箇所には保管設備を整備すること。また委託先への送付については職場の現状を踏まえた送付回数とすること。
6. 遺失物対応など問題が発生しないようフローを明確にし、業務の棲み分けを行うこと。
7. 他駅、テレホンセンターからの車内搜索依頼及び委託先で保管している遺失物の問い合わせ先を関係箇所に周知すること。
8. 車内貫通時に委託先会社で乗り換え案内等の放送も行うこと。
9. 車内貫通後のドア閉め合図の方法を関係乗務員区及び車両センターへ周知徹底すること。また、入区列車に人が乗っていた際、駅での救済としないこと。
10. 列車遅延時、同時到着を避けるため発抑、着抑、延発整理等を関係個所で行うこと。
11. 異常時の運転整理の際、旅客への影響を配慮して途中駅での折り返しは3本までとすること。
12. 無線の難聴エリアがあるため通信手段を確保すること。
13. 施策実施後、検証期間を設定し異常時等の対応要員を確保すること。
14. 施策に伴う異動の際は、納得感を得られるように本人希望を丁寧に把握し、モチベーションの向上に努めること。

以上

利用しやすく働きがいのある「駅」を創るためにたたかいます！